

新潟市秋葉区配食サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項の規定に基づき、ひとり暮らし高齢者等に対し、地域のネットワークを活用した配食サービスを提供することにより、高齢者の栄養改善と自立支援を図り、併せて安否の確認を行い高齢者の状況を定期的に把握し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、新潟市とする。

2 市長は、事業の実施の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、新潟市秋葉区に住所を有する65歳以上の在宅者で、老衰、心身の障害、疾病その他の理由により、食事の調理が困難な者又は栄養改善が必要な者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 65歳以上の単身世帯
- (2) 65歳以上の者のみの世帯
- (3) その他市長が特に必要と認める世帯

(実施の内容)

第4条 この事業は、1日1食、週5回以内を基準として、第3条に規定する利用者の自宅に食事を配達する方法により行い、併せて安否確認を行い、健康状態等に異常あった場合には、関係機関への連絡等を行うものとする。

2 事業休業日は、日曜日及び土曜日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に事業休業日若しくは事業を実施する日を定めることができる。

(利用申請)

第5条 配食サービスを受けようとする対象者は、新潟市秋葉区配食サービス利用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(利用決定等)

第6条 市長は、対象者に対し、新潟市秋葉区配食サービス利用（決定・却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により配食サービスの利用を決定した者（以下「利用者」という。）の氏名、住所、緊急連絡先、利用状況等を適切に管理、把握するものとする。

(利用停止及び変更)

第7条 利用者は、配食サービスの利用を停止し、又はその内容を変更しようとするときは、原則として利用の停止又は内容の変更を希望する日の3日前までに、市長に対し、その旨を申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該利用者に係る配食サービスの利用の停止又は内容の変更をするものとする。

(利用の中止)

第8条 利用者は、配食サービスの利用を中止しようとするときは、原則として利用を中止する日の3日前までに新潟市秋葉区配食サービス利用中止届出書（別記様式第3号。以下「届出書」という。）を市長に対し、提出しなければならない。

2 市長は、利用者から前項の規定による届出書の提出を受けたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該利用者に係る配食サービスの利用を中止させるとともに、新潟市秋葉区配食サービス利用中止通知書（別記様式第4号。以下「中止通知書」という。）を利用者に交付するものとする。

3 市長は、第1項に掲げるもののほか、第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき等利用者として適切でないと認めるときは、利用者に対する配食サービスを中止させ

ることができる。この場合において、市長は、中止通知書を利用者に交付するものとする。

(利用者の負担)

第9条 利用者は、事業の実施に必要な食材料費及び調理費相当分を負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(新潟市秋葉区配食サービス事業実施要綱の廃止)

2 新潟市秋葉区配食サービス事業実施要綱（平成17年3月21日施行）は、廃止する。

(区制移行に伴う特例)

3 平成19年4月1日付区制移行の際、現に従前の地区において次の規定により配食サービスを利用している者は、引き続き従前の規定に基づき、配食サービスを利用するものとする。

従前の地区	根拠規定等
小須戸地区	新潟市小須戸地区配食サービス事業実施要綱

(対象者の特例)

4 平成20年4月1日付改正の際、現に従前の新潟市秋葉区配食サービス事業実施要綱（平成19年4月1日施行）により配食サービスを利用している者は、引き続き従前の規定に基づき、配食サービスを利用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

新潟市秋葉区配食サービス利用申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

氏 名 (続柄)

住 所

電話番号

次のとおり、新潟市秋葉区配食サービスの利用を申請します。

利用 者 氏 名	(男・女)	生年月日	
住 所	秋葉区	電話番号	
世 帯 区 分	単身世帯・高齢者のみ世帯・その他 ()		
介護保険申請	未申請・申請中・認定済 (非該当・要支援 ・要介護)		
障害者手帳等	未申請・申請中・認定済 ()		
心身の状況, サービス利用 状況等			
希望事業者名			
利用希望日等	①利用希望日 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ②開始予定日 月 日 ()		
緊 急 連 絡 先	氏名 (続柄) 住所 電話番号		
担当ケアマネージャー名 地域包括支援センター名			
この事業に関する利用者の個人情報及び緊急連絡先を、必要最低限の範囲内で、事業者など関係機関へ情報提供することに同意します。 本人氏名			

新秋健第 号の

年 月 日

様

新潟市長

新潟市秋葉区配食サービス利用（決定・却下）通知書

新潟市秋葉区配食サービスの利用について，次のとおり決定しましたので通知します。

1 利用決定

利用者氏名	
利 用 日	
利 用 料	食材料費・調理費相当 円
委託事業者	
注 意 事 項	1 停止又は内容変更を希望する際は，原則3日前までに申し出てください。 2 中止を希望する際は，原則3日前までに「新潟市秋葉区配食サービス利用中止届出書」を提出してください。 3 その他

2 却下決定

理 由	
-----	--

別記様式第3号（第8条関係）

新潟市秋葉区配食サービス利用中止届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

氏 名 (続柄)

住 所

電話番号

次のとおり，新潟市秋葉区配食サービスの利用中止を届け出ます。

利 用 者 氏 名		生年月日	
住 所	新潟市秋葉区		
利用事業者名			
中止事由発生日	年 月 日		
中 止 事 由	次のいずれかに○をしてください。 1 死亡 2 区外転居 3 特別養護老人ホーム等への入所，病院等への入院 4 利用対象者に該当しなくなった 5 その他 具体的理由：		

別記様式第4号（第8条関係）

新秋健第 号の

年 月 日

様

新潟市長

新潟市秋葉区配食サービス利用中止通知書

新潟市秋葉区配食サービスの利用中止について通知します。

利用者氏名		生年月日	
住 所			
中 止 日	年 月 日		